

令和 7(2025)年度

湖南省立 石部中学校

いじめ防止基本方針



目次

はじめに

1. いじめの定義

(1) 心理的な影響を与える行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(2) 物理的な影響を与える行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

2. いじめ防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3. いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4. いじめ防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

5. 学校全体としての取組

(1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

(2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～9

6. その他いじめ防止等のための対策に関する重大事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。

本校は、「自他を大切に、社会性を身につけた生徒の育成」を学校教育目標として、教育活動に取り組んでいます。しかし子どもたちを取り巻く社会環境は年々、複雑さを増しています。その中で、新たな社会の担い手となる大切な存在である子どもたちが、笑顔で安心して過ごせる学校・社会の構築を進めていかなければなりません。そのため、石部中学校では、子どもの声や主体性を大切にしながら、安心・安全に学校生活を過ごすことができ、誰もが全力投球できる学校づくりを進めるためにも、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、学校と地域がそれぞれの役割を踏まえながら、生徒一人ひとりの健全な育成を目指していきます。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、次のようにいじめを定義しています。また、その具体的な態様は以下のとおりです。

(第2条) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 心理的な影響を受ける行為

- ア 冷やかしからい、悪口や脅し文句、あおり行為や嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) 物理的な影響を受ける行為

- ア ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不衛生なことをされたり、させられたりする等。

その行為がいじめに当たるか否かの判断は、被害を受けた生徒の立場に立つことが必要である。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法第3条でその基本理念を次のように示しており、学校もこれを基本理念として、いじめの防止等の対策に取り組みます。

第3条(基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「子どもの目線」に立ち、学校が一丸となって迅速に対応し、生徒それぞれの人格を尊重し、その声に耳を傾け、生徒の気持ちや、その置かれている様々な環境を理解しながら、その思いを聴きとるまで関わるように努めます。

また、いじめの未然防止には、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の生徒自身による主体的な活動の充実を図ります。

いじめの問題への対応は、学校のみならず社会における重要課題と認識し、社会総がかりで取り組む必要があるため、家庭や地域、関係機関と積極的に連携を図り、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、早期対応、再発防止に努めます。

4. いじめ防止等のための組織

いじめ防止対策委員会（下線を施した者に担任を加えて小委員会を開催する）

校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・教育相談・支援加配・養護教諭

特支コーディネーター・スクールカウンセラー

職員
⇔ 会議

5. 学校全体としての取組

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、より根本的ないじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象に、いじめは決して許されないことであるという理解を促し、その未然防止を図ることが大切です。このためには、いじめを生まない環境をつくり、すべての生徒に、心の通う対人関係を構築できる大人へと育ていけるよう、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていかなければなりません。そのために、次のような取組を大切にしていきます。

①教育目標、生徒指導の方向性

(本校の教育目標)

「自他を大切にし、社会性を身につけた生徒の育成」

【仲間づくり】

◎認め合い、ともに考え、主体的に活動する生徒の育成

- ・一人ひとりを大切にしたい学級・学校づくりを進めます。
- ・学級、学年、部活動の仲間とともに、ひとつのことをやりとげる生徒を育てます。
- ・お互いの小さな努力やがんばりや良さを認め、励ましあえる生徒を育てます。
- ・人権感覚を高め、笑顔が輝く学校づくりを進めます。

【心身を大切にできる生徒の育成】

◎自分も周囲も「心」と「体」を大切にできる生徒の育成

- ・いかなる暴力を否定していきます。
- ・教職員自身も言葉を大切に、正しい言葉がとびかう学校をつくりたい。
- ・家庭との連携を深めて、規則正しい生活リズムの育成を目指します。
- ・道徳教材を通して自分事としてとらえ、クラスの仲間とともに考え、ともに学び、自分の生き方を考える時間になるよう充実させます。

【社会性を身につけた生徒の育成】

◎中学校を卒業してから、社会の一員として進んでいける力の育成

- ・自らあいさつをし、コミュニケーション力を高められるようにしていきます。
- ・正しい言葉(敬語)がつかえるように、日常の場面で丁寧に指導していきます。
- ・時間が守れるよう援助していきます。
- ・話が聞ける(聴ける)集団をつくりたい。

【自ら学ぶ生徒の育成】

◎意欲と目的をもって、それに向かって努力する生徒の育成

- ・朝読書を通して想像力、思考力・感動する心を養えるよう継続します。
- ・BS(10分間の補充学習)などを通して基礎的な学力の定着を図ります。
- ・一人1台端末の有効活用など、さらなる授業改善に努めます。
- ・自分の思いや考えを伝え合い、お互い学び合える学習づくりに取り組みます。
- ・振り返りを通して、自らの学びを確認し、次時につながる機会を充実させます。

*笑顔・対話・つながりを大切に、家庭・地域・関係機関との連携をはかり、「ともに生徒を育てる」視点を大切にしていきます。

②教職員の在り方

- ・教職員として、基礎的資質、専門性の向上に努める。
- ・子どもの良さを見つけ、認め、褒め、励ますことを基本とした学級・学校経営に当たる。
- ・人権感覚を磨き、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度を醸成する。
- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応に並びにいじめ問題への対処を学校全体として適切かつ毅然とした態度で行い、解決にあたる。そのためにも効果的な校内研修を実施するため、内容や方法を工夫する。
- ・家庭、地域、関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう、啓発を図る。

③教育相談体制づくり

- ・学級担任や教科担当、部活動顧問や養護教諭など全教職員が些細なことでも、細やかに情報交換を行う。
- ・スクールカウンセラーや湖南省教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や保護者に周知するとともに、相談しやすい環境づくりおよび、教育相談体制の確立を図る。
- ・教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

④子どもの豊かな心と実践力の育成

- ・一人ひとりの特性や状況はさまざまであり、日々の授業や生徒会活動、部活動などあらゆる教育活動において日常的に「一人ひとりがかけがえのない存在」とあるという認識や他者を思いやる言動など、相手の立場にたって考えられるあたたかい人間関係づくりに努める。さらにそのためには、自分自身が「かけがえのない存在」として大切にしようという気持ちを育てる。
- ・道徳や特別活動等において「正義や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的实践力を育成する。
- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒自らがいじめの問題について学び、いじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動等、生徒自身の主体的な活動を進め、全ての生徒にとって居場所や出番があり安心して過ごせる学

級・学校づくりを推進する。

・発達障がいを含む障がいのある生徒や外国籍生徒、性同一性障がい等に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

⑤学校いじめ防止基本方針の公表

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒およびその保護者に対し、生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることから、この学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を生徒、保護者、関係機関等に説明します。

⑥学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針は、市のいじめ防止基本方針の見直しがあったときや、学校評価のいじめの防止等のための施策の点検結果により必要があると認められるときは、見直しを行います。

⑦保護者、地域、関係機関との連携

生徒の変化に組織的に対応するため、生徒を中心にそれぞれが役割を理解した上で協力し、保護者、地域、関係機関と積極的に連携をします。

(2) いじめの早期発見

いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こる」問題であることを十分に認識し、深刻な状況に陥る前に初期段階での、発見・対応が重要となります。そのために、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。そのために、次のような取組を大切にしていきます。

①日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確な関わりを持ち、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

②いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、日頃から受容的かつ共感的な姿勢で生徒理解に努め、生徒との信頼関係を築きます。

③ライフノートの活用、学期 1 回のアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

④教職員間で子どもの様子や変化などの情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。また、保護者との連携を密にし、多角的に子どもの変化に気づける状況を構築していきます。

⑤保護者の訴えに真摯に向き合い、関係者全員で取り組むとともに市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。学校、家庭、地域など、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。また、問題解決後も継続して指導支援に努める。

(3) いじめへの対処(重大事態を含む)

指導の3原則

- ◎ 正確・迅速な事実確認を
- ◎ いじめられた生徒を守りきることを第一に
- ◎ 徹底した再発防止策を、速やかに

【いじめ対応の流れ】

- ① 第1発見者は該当学年教員および、いじめ防止対策委員会へ報告
(対応について協議)
※ 管理職は市の教育委員会へ第一報
- ② 被害者への聞き取り(複数対応)
※ 寄り添いの姿勢
- ③ 加害者への聞き取り(複数対応)
※ 事実の一致が必要(ずれがある場合については周囲の生徒への聞き取りも必要)
- ④ 被害者・加害者双方の保護者へ事実と今後の方針の説明
- ⑤ 謝罪の場の設定(被害者の気持ちを第一優先にする)
- ⑥ 市の教育委員会への報告 ※重大事態の対応も視野に入れる。

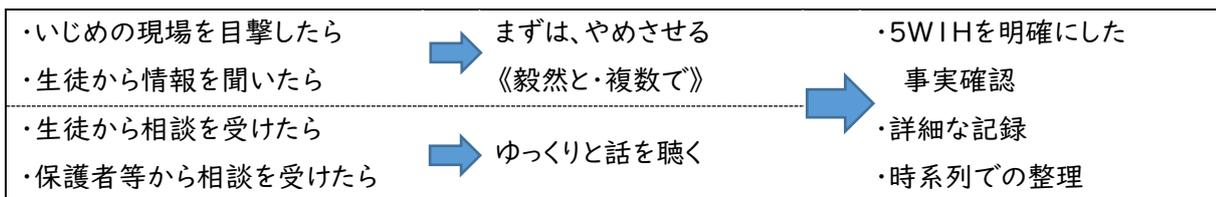
(1) いじめ防止対策委員会について

いじめの事実を確認した段階で、速やかにいじめ防止対策委員会を開き、情報の共有、今後の方針を決定する。また、継続的に途中経過やその後の生徒のようす等を共有していく。

「いじめ防止基本方針」は年度終わりに生徒指導部会・いじめ防止対策委員会において見直す。

(2) 事実確認を

迅速かつ正確な事実確認



- ❶ 「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、組織的な対応をする。
- ❷ 生徒の思いを第一に尊重しながら、原則として複数人で聴き取る。

③ つらい思いをしてきた生徒の心情に寄り添いながら、可能な限り詳細に聴き取る。

(3) 被害生徒への対応

いじめられた生徒を守りきることを第一に考えた上で、以下の手順に沿ってチームで対応していく。

- ① まず、当該生徒をいじめから全力で守ることを約束し、安心感を持たせること。
- ② 共感的に聴く姿勢に徹しながら、いじめられた立場に立って気持ちの理解に努めること。(必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門家による心のケアに努めること)
- ③ 生徒の気持ちの安定を図り、前向きに学校生活を営むことができるように指導、助言すること。(ただし、決して急がないこと。必要に応じてさまざまな支援策を講じること)
- ④ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。保護者の対応については、必ず複数人で行うこととし、特定の教職員が問題を抱え込むことのないようにすること。
- ⑤ 事後の手立てを明確に示し、その実現に誠心誠意、努力することで、生徒や保護者からの信頼を取り戻すように努めること。
- ⑥ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑦ 安易に解決したと判断することなく、生徒の観察を継続的に、入念に行い、保護者とも連絡を取り合うこと。(電話連絡だけでなく家庭訪問を行うなど、保護者との意思疎通が円滑になるように努めること)
- ⑧ 生徒の人権や個人情報に十分配慮しつつ、再発防止のため、保護者と相談し教育委員会とも協議しながら、可能な情報を公開することを検討していくこと。

(4) 加害生徒、観衆・傍観者になっていた生徒への指導

いじめをした生徒への指導

- ① 事実をきちんと認めさせることは必要であるが、威圧的な指導方法をとるのではなく、自分(たち)がとってきた言動がどれだけ人を傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。(自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること)
- ② 生徒の気持ちも聴き、いじめにまで発展してしまった要因や背景を把握すること。
- ③ 生徒の気持ちの安定を図りつつ、今後自分(たち)がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。(必要に応じて、地域や専門家と連携した支援策を講じること)
- ④ 家庭の状況にも配慮しながら、聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。また、保護者の思いも充分に聴き取ること。その際は、保護者との間で齟齬が生じないよう必ず複数人で対応すること。
- ⑤ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑥ いじめにあった児童生徒に心から謝罪させるとともに、二度と繰り返さない決意を伝えさせること。(本人同士を対面させることが望ましいが、いじめにあった生徒やその保護者の意向を第一とし、必ずしもその形にこだわるものではない。しかし、何らかの形で反省の思いを伝えるように指導すること)
- ⑦ これからが大切という視点で指導をし、一生懸命に取り組めるものを探して学級の中でしっかり役割を果たし、自分が変わっていきける(今度は自分がいじめを止める立場になれる)よう促す(支援する)こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。
- ⑧ 指導にかかわらず深刻ないじめを繰り返す生徒に対しては、出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応で臨むこと。

観衆・傍観者になっていた生徒への指導を

- ① 聴き取りやアンケートなどにより、自分が見知っていることを明らかにさせること。
- ② 自分のとった行為（見て見ぬふり、はやし立てる行為など）がいじめを助長すること、自分たちもいじめる側の人間であることを教えること。（日ごろから、「観衆・傍観者＝いじめる側（問題の関係者）」の意識を持たせる指導をしておくことが大切）
- ③ 自分のとった行為がどれだけ被害者の孤独感を深め、傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。全体指導だけでは、ともすれば「私は関係ない」といった思いを抱く児童生徒が出てくるので、そうした思いを持たせないよう配慮すること。（自分の言動で誤っていたところを自分の言葉で語らせること）
- ④ 生徒の気持ちの安定を図り、今後自分（たち）がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。（必要に応じてさまざまな支援を講じること）
- ⑤ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。（「うちの子は見ていただけと聞いています」と答える保護者がいるだろうが、見ていただけという行為がいじめにつながったことについて、十分説明をして理解を求めること）
- ⑥ 周りの生徒がいじめを止められなかった要因や背景を把握すること。
- ⑦ これからが大切だという視点で指導をし、学級（集団）としてどうしていくことが必要かを考えさせ、自分（たち）が変わっていけるように促す（支援する）こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。

(5) 重大事態への対応と調査（法第 28 条）

- ① 重大事態の定義
 - いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより相当の期間（30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
- ② 重大事態の報告

管理職は重大事態に該当する事案が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。
- ③ 調査の趣旨及び調査主体
 - 法第 28 条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
 - 調査主体は、教育委員会又は学校とする。
- ④ 調査を行うための組織
 - 学校主体の場合は原則として「学校いじめ対策会議」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
 - 教育委員会が調査主体となる場合、「湖南市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。

○ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

⑥ その他留意事項

法第 23 条第 2 項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

⑦ 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供。
- いじめを行った生徒及び保護者への説明。
- 調査結果は、総合教育会議(市長・教育委員会)へ報告する。

(6) いじめの解消について

いじめは、謝罪をしたからといって安易に解消することはできないものである。「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認していくことが必要である。

(7) インターネットを通じて起こるいじめへの対応について

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを生徒に対して理解させる取組を推進していく必要がある。

(8) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめ防止と啓発

スマートフォンを利用したいじめなど、インターネット上のいじめが発生していることに鑑み、情報モラルを身に付けさせるための教育を推進する。

PTA 活動や親子のつどい、保護者集会等を利用して、生徒だけでなく、保護者にも啓発していく必要がある。警察や携帯 通信会社、または専門家による講演等を行うことは今後、必須事項となってくると思われる。また、生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、適切な管理や利用上の危険性などを周知する啓発活動を実施すると共に、日々の連携の中で保護者の思いや各家庭での取り組み、地域での様子を学校が知ることも重要である。



湖南省スマホ使用 3 ヶ条

- ① 個人情報流さない(犯罪防止)
- ② 仲間も自分も大切にできていますか? ン?!送る前に内容を確認しましょう!!(いじめ防止)
- ③ 使用時間守ります(夜10時以降は使いません)

湖南省教育委員会 湖南省PTA連絡協議会 湖南省小中学校校長会 湖南省生徒指導主任主事会 「早寝早起き朝ごはん」推進校

※ 平成30年1月湖南省スマホ3ヶ条を作成し、全小中学校に横断幕の掲示・保護者への周知

-----【参考】関係機関連絡先一覧-----

- ▼ *湖南省教育委員会事務局学校教育課 …… 0748-77-7011
- ▼ *湖南省発達支援室 …… 0748-77-7020
- ▼ *湖南省家庭児童相談室 …… 0748-71-2345
- ▼ *湖南省ふれあい教育相談室 …… 0748-72-4810
- ▼ *湖南省少年センター …… 0748-77-7053
- ▼ *湖南省ことばの教室(石部) …… 0748-77-0688
- ▼ *湖南省ことばの教室(三雲) …… 0748-72-9028
- ▼ *湖南省ことばの教室(水戸) …… 0748-75-2702
- ▼ *湖南省ことばの教室(菩提寺) …… 0748-74-8002
- ▼ *湖南省ことばの教室(甲西北中) …… 0748-72-3590
- ▼ *日野子ども家庭相談センター …… 0748-36-1201
- ▼ *甲賀警察署生活安全課 …… 0748-62-4155
- ▼ *湖南省顧問弁護士(注:連絡は必ず学校教育課を通してください)
- ▼ *弁護士法人 都大路法律事務所 …… 075-251-0707